

愛媛県男女共同参画センター壁面修繕業務仕様書

1 業務名

愛媛県男女共同参画センター壁面修繕業務

2 修繕建物

- (1) 建物名称：愛媛県男女共同参画センター
- (2) 所在地：愛媛県松山市山越町 450 番地
- (3) 建築年：昭和 62 年
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造
- (5) 規模：地上 3 階・地下 1 階
敷地面積 4,983.9 m² 延床面積 4,559.56 m²
- (6) 主な外装仕上げ材：二丁掛タイル

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 24 日まで

4 業務内容

本業務は、愛媛県男女共同参画センターの外壁及び内壁について、浮きやひび、欠損等が発生しているタイルの貼り換え修繕等外壁剥落防止を行うものである。
(作業範囲等の詳細は、別添図面の赤枠箇所を参照すること。)

5 一般事項

- (1) 本業務は、契約書、本仕様書、設計書及び図面に基づき、県の指示により施工するものである。
- (2) 本仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本業務で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (3) 使用材料は、設計書に特記されたもの又は同等品以上とする。(「同等品」とは、性能的に同程度であること。)
- (4) 受注者は、県が提供する愛媛県男女共同参画センター外壁調査業務調査結果報告書をよく確認するとともに、必要に応じて現場確認を行い、県担当者及び施設管理者の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡の上、調整を行うこと。
- (5) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令等の定めにより、県に報告の上、遅滞なく作成及び届出を実施すること。

- (6) 本業務を実施するにあたり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (7) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (8) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (9) 施設内で行う業務に必要な電気代及び水道費は、県が負担することとする。
- (10) 県は、業務に必要な範囲において、受注者が施設内等に立ち入ること及び施設を無償で使用することを認める。
- (11) 修繕施工の際に、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、県及び施設管理者に報告するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- (12) 同敷地内で他の修繕等を行っている場合は、双方の修繕等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (13) 作業に伴い発生した不要物は、受注者の責において、関係法令等に基づき適切に処分すること。
- (14) 工事契約後は、速やかに工程表を提出すること。
- (15) 報告書（修繕写真を含む）は、2部提出すること。
- (16) その他、本仕様書に定めていない事項については、県及び受注者の協議により決定すること。

6 遵守事項

- (1) 業務上知り得た事項については、他に漏らさないこと。
- (2) 業務資料等は、作業する場所以外へ持ち出さないこと。
- (3) 業務資料等は、無断で複製しないこと。
- (4) 愛媛県男女共同参画センターへの来館者に十分配慮し作業に当たること。
- (5) 愛媛県男女共同参画センターの通常業務等に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。